

# 水 代の



宫代町水道事業

# 宮代の水道

# 目次

<b>宮代の水道のあゆみ</b>	1
水道事業のしくみ ····································	2
給水人口•年間配水量•水道水質基準	3
宮代町水道施設MAP ····································	4
水道施設と給水の流れ ····································	6
町の水道を使用するには	8
定期的な漏水チェックと凍結防止の対策	9
漏水の修理は町の指定業者へ	10
水道料金について ····································	11
水道に関するQ&A	12
災害対策への取組	14

### 編集•発行

宮代町まちづくり建設課 上下水道室

住所: 宮代町字宮東51番地

TEL:0480-33-5554
FAX:0480-33-5586

Mail:suidou@town.miyashiro.saitama.jp

# 宮代町の水道のあゆみ

宮代町の水道事業は、昭和34年に創設事業認可を受け建設に着手し、 昭和36年に第1浄水場が完成し、給水を開始しました。

その後、人口の増加や社会情勢の変化に対応しながら事業の拡張を図り、現在は第5次拡張の事業認可を受け、事業を行っています。

現在、町内の水道普及率はほぼ100% (99.9%) で、給水人口は33,985人、年間給水量は3,969千㎡、配水管延長は142km(全て平成29年) となっています。

今後の水道事業の課題としては、耐用年数を過ぎた施設や水道管の更新、大きな地震に備えた耐震化があります。皆さんの生活に欠かせない水道の安定給水を目指し、事業を運営しています。

事業	年 月	計画給水人口	計画給水量	主な事業
創 設	S36. 5	7,000人	1,260m³/日	第1浄水場完成 第1水源施設
第1次拡張事業	S38. 6	13,000人	2,340m <sup>3</sup> /日	第2水源施設完成
第2次拡張事業	S43. 8	20,000人	4,600m³/日	第3水源施設完成
第3次拡張事業	S47. 6	25,000人	8,800m³/日	第4•5水源施設完成
第3次拡張事業 (計画変更)	S48. 7	36,000人	13,600m³/日	第2浄水場完成 第6•7•8•9水源施設 完成
第4次拡張事業	S56. 6	33,600人	17,700m <sup>3</sup> /日	第2浄水場内 PCタンク完成
県営水道 受水開始	S56. 7			2,800㎡/日 受水
第5次拡張事業	H8. 3	46,100人	22,600m³/日	宮東配水場完成

# 水道事業のしくみ

水道事業は、事業に必要な経費をすべて水道料金でまかなう「独立採 算」が原則です。そのため、税金でまかなわれる町の一般会計とは別に 「水道事業会計」という独立した会計を設けて運営しています。

### お 樣 客



水道料金を いただきます





安心で安全な水 をお届けします

お客様の水道メーターを見

て、使用水量を計量します。

この作業を「検針」といい、

検針をもとに料金を計算しま



### 宮代町水道事業

### 施設の運転管理

浄水場の管理室で機械を操 作し、使う量にあわせて水 を作ったり送り出したりし ています。



### 水質検査



安全な水をお送りするため に、浄水場・公園などの水 を定期的に検査しています



### 施設更新と耐震化

水道メーターの検針



施設の更新や耐震化を行ったり、 古くなった配水管などを計画的 に更新しています

借り入れ金の 返済をします





施設整備のためにお 金を借り入れます

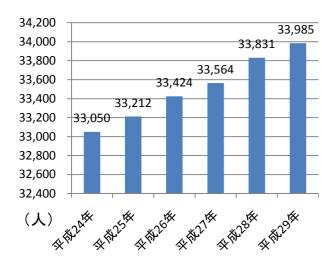
### や金融機構など 玉

### お金を借り入れる理由

現在水道を使用している方だけでなく、将来使用する方も水道施設 (浄水場や水道管など)の恩恵を受けます。このため、施設の建設にか かる費用の一部を国などから借り入れて事業を行い、その後、毎年決 まった額を返済することで、将来にわたり皆さまに公平に負担していた だく仕組みになっています。

## 給水人口

給水人口は道仏土地区画整理事業の進捗に伴い、平成24年からは増加傾向にありますが、給水人口のピークであった平成7年の35,331人には及びません。

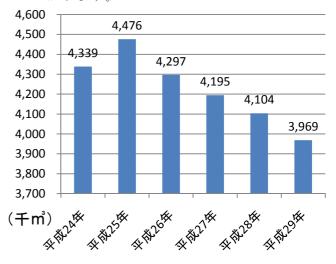


# 水道水質基準

	項目	基準
- 「色」、「濁り	」、「消毒の残留効果」	異常がないこと
1一般細菌		1mlの検水で形成される集落数が100以下
2大腸菌		検出されないこと
3カドミウムス	なびその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4水銀及びそ	の化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5セレン及び	その化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6鉛及びその	化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7ヒ素及びそ	の化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8六価クロム	化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9 亜硝酸態窒	素	0.04mg/L以下
10シアン化物	イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11 硝酸態窒素	及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12フッ素及び-	その化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13ホウ素及び	その化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14四塩化炭素		0.002mg/L以下
15 1,4-ジオキ <sup>・</sup>	サン	0.05mg/L以下
1,1-ジクロロ 16 及び-1,2-ジ	コエチレンシス ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17 ジクロロメタ		0.02mg/L以下
18 テトラクロロ	エチレン	0.01mg/L以下
19トリクロロエ	チレン	0.01mg/L以下
20ベンゼン		0.01mg/L以下
21 塩素酸		0.6mg/L以下
22 クロロ酢酸		0.02mg/L以下
23 クロロホル		0.06mg/L以下
24 ジクロロ酢		0.04mg/L以下
25 ジブロモクロ	コロメタン	0.1mg/L以下

# 年間配水量

年間配水量は、住民の節水意識の向上や、 節水機器の普及により、減少傾向にありま す。給水人口は増加していますが、各世帯 で使用する水量は減少傾向にあることがわ かります。



皆さんにお届けする水道水は、国が定めた検査項目を全てクリアした安全な水です。これらの項目を定期的に検査しています。(色塗り部分は毎月検査が必要な項目です。その他項目は年1回の検査が義務付けられています)

	項目	基準
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48		異常でないこと
	臭気	異常でないこと
	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

